

## 平成20年第10回稲城市教育委員会定例会

1 平成20年10月28日午後3時05分から、稲城市役所4階全員協議会室において、平成20年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
稲垣 弘子  
伊勢川 岩根  
中田 中  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	川崎 寿治
学校給食 共同調理場所長	小沢 太平
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第29号議案  
「稲城市立学校学区の変更の承認について」
- (5) 日程第5 第30号議案  
「平成20年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」
- (6) 日程第6 報告事項

委員長 　ただ今から、平成20年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

会議録署名委員については、委員長指名といたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、中田委員にお願いいたします。

次に日程第2、「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3、「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

1. 稲城市立学校学区変更検討会の開催について
2. 通学路改善要望箇所現地調査の実施について
3. 平成20年9月分不登校による欠席児童・生徒数について
4. 寄附について
5. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問について
5. その他の事業について
6. 教育相談関係について
7. 教育センター関係について

## 学校給食共同調理場

1. 平成20年度給食調理数について
2. 北海道大空町からの馬鈴薯について

## 生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. 青少年指導者養成事業について
5. 稲城ふれあいの森関係について
6. 成人式関係について
7. 芸術文化活動の振興について
8. 青少年育成地区委員会関係について
9. 文化財の保護と普及について
10. 生涯学習推進事業について
11. 学校施設コミュニティ開放事業について
12. 放課後子ども教室支援事業について

## 体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 体力づくり運動推進事業について
3. 市民体育大会関係について
4. 市立公園内運動施設管理運営について
5. スポーツ教室について
6. 社会体育施設管理運営について
7. 学校等開放について
8. その他について

## 文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

## 図書館

1. 図書館協議会について
2. iプラザ図書館開設準備会について
3. 音訳講習会について
4. 謎解き多摩ニュータウンについて

5. 中央図書館行事について
6. 城山体験学習館について
7. その他について
8. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4. 第29号議案「稲城市立学校学区の変更の承認について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いします。

教育長 本案につきましては、稲城市立小中学校の学区を変更するにあたり、承認を得るため提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 お手元の資料に基づき説明しますが、学区検討委員会につきましては、9月30日に第1回目が行われました。そのときに教育委員会から諮問として学区の変更をお願いしたところでございます。

第2回目が10月10日に行われまして、現在、私どもに答申書の案が来ております。正式には10月の下旬に私どもに届くというような方向になっているところでございます。

前後してしまうのですが、今日は教育委員会ということの中では、この案に対してここでご承認をいただかなければならないと。この案に対して、今後どう進めるかというところで、ご協議いただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答申された事項でございますけれども、まず安全な通学路の確保が可能になったこと。その可能になったというのは、南武線が高架になったというようなことが一つ挙げられます。

また幹線道路ができてというようなところの中では川崎街道、それから尾根幹線という中では、稲城市が大きく分断され、また道路が拡幅されたことによって、渡るのが大変危険性があるというようなところが一つございます。

そういったところを今回の答申の内容として考慮されまして、学区域が変更されたわけでございます。

それから、もう1点、学校規模の適正化というようなところでは、先日もお示しいたしました四小と七小と一小、この学校の規模をできる限り近づけようというようなところの中で、今回はお手元の地図に従いますと、こういうふうなことにすることによっては、規模的には同一的な内容になりますよというようなところで、今回答申されたところでござ

います。

お手元の地図に従いましてご紹介させていただきますと、今回の答申の中では、まずA地区、ここにつきましてはA地区はコカ・コーラ跡地の周辺のところでございます。これは尾根幹線から三沢川の西ノ橋を渡りまして、突き当たりを左に曲がったところに響ゴルフ場というのがございます。その角の丁字路のところを京王線、南山のほうに向かったところで仕切るというようなことが、今回の提案でございます。これがA地区ということで、特にここでは尾根幹線を渡らないようなところが工夫され、安全性が確保されるというところがあります。

それからB地区。矢野口の交差点のところですがけれども、ここでは鶴川街道と尾根幹線のところ、B地区が今まで七小であったというようなことで、尾根幹線ができたことによりまして、大変危険が伴うというようなことから、このB地区につきましては第一小学校にというようなところで、これも安全性の確保の意味を兼ねております。

それからC地区でございます。このC地区につきましては、市役所通りがございます。これは第四文化センターに抜ける道ですがけれども、そこから東側にC地区ということで、これにつきましては、ちょうど高橋スポーツのところがあるのですけれども、そこをC地区とさせていただいております。このC地区が今まで一小的の学区であったものが、南武線が高架化し、踏み切りがなくなり、大変安全になったということで四小学区へということでございます。

それからD地区。これは今まで従来七小へ行っていたところでございます。これにつきましても、学校との距離、また安全性を考慮しますと四小へということでございます。

それからE地区でございます。E地区につきましては、四小と七小との距離の関係ではさほど影響はないと。ただ、友人関係というようなところで考えますと、北側の矢野口地区の方、それからDの関係の方というようなところもございますので、友人等との関係というようなこと、それから、通学するのにいちよう並木通りに遊歩道があるということの中では、安全性が確保ができる。どちらも太い通りですがけれども、渡るのであれば、横断歩道のしっかりした駅のほうを使うというようなところで、E地区も四小へということ計画されたところがございます。

この表の見方の中で、下にブロック別の表に数字がご紹介されているところがございます。これにつきましては、20年5月1日現在の数字がここに学年別にご紹介されているところがございます。今回この地図に示された案をぜひともご承認いただければと考えておりますので、ご協議いただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。以上で提案の補足説明が終わりました。

これより質疑をお願いいたします。  
教育長。

教育長 課長、恐れ入りますがこの検討会でいろいろな意見が出たかと思いますが、主な意見で結構でございますが、つけ加えて委員さん方にご説明いただけますか。

委員長 学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長 この委員会、先ほど申し上げましたけれども2回ほど行われました。その中で、安全性の確保という点では、南武線の危険性がなくなったということで、大変喜ばれたところでございます。

それからD地区につきましても、なぜ七小学区だったのだろうというようなところも一つございました。

Aブロックのところの中で、当初、稲城大橋のこの真っすぐ山のほうへ行く、ここは吉方橋というところですけども、この案が、最初は出されました。その案もいろいろ考えた中で、吉方橋から東側の部分を七小へという案もございました。これも考えますと、大変七小が大規模校になってしまうということで、先ほど紹介しました西ノ橋で切ったということでございます。

意見としましては、そういうところが出たところでございます。

それからE地区でございませけれども、このE地区につきましては、川崎街道に寸断されてというようなところ、それから弁天通りを歩いていくというようなところを考えますと、大変安全になったのではないかと。それともう一つは、北側の多摩川寄りの地域のお子さんたちの交流が深めることができるというようなこと。また、北側の、ここに矢野口クリニックと書いてございますが、ここのお子さんたちが、四小へ行くのは逆に大変少ないというところの中では、両者に喜ばれるのではないかということが言われました。

その他に意見として出されたのが、22年4月1日スタートでございませるので、1年生が今後、大変な思いをするのではないか、今在学中の児童・生徒さんがこの学区域変更で移動するのかもしれないのか、そういったところで、私どものほうで特例措置をとるというご提案をいただいているところでございます。

ですから、そういう点では、特例措置については数多くございます。お手元のほうに、よろしければ後ほど配るようなことで、もし中で質問があれば出していただければと思いますので、よろしくお願したいと思っております。

委員長 よろしいですか。

それでは、稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今いただいた資料の中に、ブロック別未就学児及び児童数というのが出ておりますが、学区変更に伴いまして、それぞれの学校の規模とかクラス数はどうなるのでしょうか。その辺についてお伺いしたいのですけれども。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 まず、小学校でご紹介させていただきたいと思います。

第一小学校が、現在20年度が18クラスの573人おられます。これが26年度を推計で見ますと、18クラス626人ということになります。それから第四小学校でございまして、20年度が12クラスの438人、これが20年度です。26年度が18クラス、567人ということです。同じく七小で見ますと、現在11クラスの318人。これが26年度になりますと、18クラスの604人ということで、規模的にも大体整合がとれてくるということでございます。

以上です。

委員長 他にはいかがでしょうか。

伊勢川委員。

伊勢川委員 児童や生徒の精神的な面での特別処置などがございましてでしょうか。ありましたら、その内容等を教えていただきたいのですけれども。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 今の私どもでお配りさせていただいたところがございましてけれども、学区変更にかかわる経過措置と、ここでは特例措置ということで、これは案でございまして後ほど回収させていただきたいと考えていますけれども、一応ここで特に在校生について、また新1年生についてと、それから中学生の同じく経過措置と、あともう一つが新1年生についてということで、これは新1年生は中学校の1年生でございます。

特にわかりやすくご説明させていただきますと、お姉さんやそれからまたお兄さんが旧の小学校に行っていた場合は、小学校へ上がれるような措置を講じてまいりますということでございます。それからまた逆に、22年度になったとしても、今まで在学していた学校はそのまま通うことはできます。また、新しい学校に通うこともできますというような内容は、お手元の資料に書かれていますと思います。そういう点では、なるべくお子さんに、また保護者に配慮をするような形を、この案の中ではお示しをいただいているところでございます。

特にこの経過措置期間というところの中で、ちょうど中間ほどに書い

てありますが、平成21年4月からということで、平成28年3月まで、この7年間経過措置期間を設けているということで、長く設けています。21年度については、いわば前倒しの、自由に新旧、正式な制度のスタートは22年度ですけれども、21年度でもどちらでも選択できるような方向を考えております。保護者やまた児童の精神的な部分の中では、なるべく配慮するような形をとっていきたいということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。  
中田委員、お願いします。

中田委員 今、特例措置のお話がありましたが、実際に学区が変わるとなると、対象の生徒なり保護者なりに説明をしていかなければいけないと思うのですけれども、そのようなスケジュールはどうなっているか教えていただけないでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 本日、教育委員会ですべて出させていただいているこの案件につきましては、ここでご承認いただきますと、11月の議会の委員会のほうに報告させていただく予定でございます。学区の関係につきましては、各地域、小学校3校、中学校2校でございます。そちらのほうの関係につきましては、今後できれば年内に学区の説明会、住民説明会、本来は保護者説明会によろしいと思うのですけれども、なぜ住民かといいますと、いろいろな地域の自治会の方や、またそういった団体の方たちも参加できるようにということで、やっていければと考えております。  
以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
他にはいかがでしょうか。  
稲垣委員。

稲垣委員 今、資料を見せていただいている、E地区という部分がありまして、矢野口交番周辺というところがあるのですが、ここは未就学児にしましても通学している児童数についても、非常に人数が少ないので、どちらに通ってもそれほど人数的なものでは変わらないと思うのですけれども、やはり、安全面という意味からいくと、四小のほうの方が安全であるという判断がなされたのでしょうか。この辺について、両方とも非常に大きい道路に挟まれているところなものですから、その辺はどのような判断がなされたかということをお伺いしたいのですけれども。



委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 まず、弁天通りに行くためには川崎街道をまたいで七小へ行くというのが、両方とも大変広い通りです。特にここの通りでいきますと、信号が手押し信号と、それで今回尾根幹線とそれから川崎街道が交差しているところ、信号は大きい信号でしっかりしておりますけれども、ここの弁天通りの入り口です、ここの信号機がなくなってしまいました。尾根幹線ができる前までは、もう少し西側に交差点があったのですが、交差点がこちらに寄ったことによりまして、ここの押しボタン信号がなくなってしまいました。それで、例えば川崎街道と尾根幹線の交差点、矢野口交差点を渡らないとすると、少し東側のほうへ行かないと渡れなくなってしまふ、ということを考えますと、こちらの尾根幹線、調布へ抜ける道です。この駅下のところの信号、それから交差点の信号というようなところではしっかり大きな信号がございますので、こちらのほうが安全であるという確信を得まして、こちらにさせていただいたということでございます。

稲垣委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。  
他にはいかがでしょうか。  
教育長。

教育長 この資料提案をするに当たりまして、実際の現地についての調査は主管課の方はどのようなことがされたか、もしあれば具体的にご紹介ください。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 この検討委員会から案を受けまして、私ども実踏をさせていただきました。特にどれくらいの時間がかかるのか、またコースとして安全なのかというところで、実踏させていただいております。その実踏が、ここでいう三沢川の西ノ橋の少し手前のところから七小へ歩いて、大人の足でありながらもゆっくりと、子供と同じような形で歩きまして約10分ぐらいで行けました。

それからもう一つが、京王線の踏切を越えまして、ちょうど妙覚寺の左横のところです。地図でいいますと一番下の部分で妙覚寺よりも左のところの部分から、やはり同じく第七小学校へ実踏させていただきました。

これにつきましても、先ほどは三沢川のサイクリングロードを通りな

がら、三和の近くの押しボタンの信号のところを渡りまして七小へ行ったと。それから、今ご紹介しました山側からのものにつきましては、中を通して最終的には三沢川の通りに出て、それで学校へ行ったというようなところで、大体こちらは20分ちょっとかかったということでありませう。

どちらも、そういった意味では車の量も少ないというようなところでは安全性は得られるというようなことでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
他にご質問等はないでしょうか。  
中田委員。

中田委員 先ほどの地区の説明会のスケジュールが年内に行われるということに絡んでなのですけれども、実際学区が変わるとなると、小学校のそばの学童に申し込んだつもりが、実際ふたをあけてみたら学区が変わってしまいましたということになってしまうと、かなり困る方もいらっしゃるのではないかと。この経過措置でカバーできるのかもしれないですけれども。できれば年内というよりも、もう少し早目に説明することはできないかと思うのですが、実際可能なのかどうかお聞きしたいのですが。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 今日、答申を受けてここで諮っておりますので、そういう点では教育委員会の結果を踏まえ、そしてまた私どもの議会の委員会の報告を踏まえ、そこで私どものほうも、もう少し一般的にも動けるようになります。

その中で、なぜ12月かというようなことがございます。それにつきましては、まず市の広報にも載せるというような点では、12月15日が、今の時期ですと目いっぱいのところですよ。そこに載せさせていただきまして、そこで初めて何月何日そういった、いわば説明会がございませうということになりますので、少し期間があいてしまうのですが、広報の関係と、学校、それから保育園、幼稚園というようなことで、来年の1年生をターゲットといたしまして、チラシ配付、PRを進めなくてはいけないと考えておりますので、そういう点では、資料等の関係もございませうけれども、時期的には12月15日過ぎですから20日前後になるのではないかと。というように思いますが、一つご了承のほどよろしくお聞きしたいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。  
よろしいですか。私の方からも、すみません。  
先ほど、実踏の結果、大体最大20分ぐらいの距離ということで学

区が変更されたということですが、理想的な距離からいくと、最大20分というのがいいのかと考えております。ただ、22年度から実施するということですが、21年度はどういうような状況で、説明会が終わった後、住民の方々が学区の変更に伴いいろいろとやっていくのか、そのあたりの学務のほうの対応について、お話をいただきたいのですけれども。

お願いいたします。

学校教育課長 今のご質問につきまして、ここで学区変更の答申をいただいた中で、本来ですと21年スタートもやってできないことはないと思います。ただ、ある部分、急ぎますとどうしても混乱を招く恐れがあるということで、22年度にさせていただいております。21年度は経過措置の期間というところで、特に21年度は、例えば新旧がそこである部分でわかると思います。ですから、そこで新に行くのもよし、また旧に行くのもよしというようなところの中で、兄弟の関係やいろいろあると思いますので、ある意味でその経過措置ということで、1年間設けさせていただいていると考えていただいてよろしいかと思っております。

以上です。

委員長 柔軟な対応ということですね。  
他はいかがでしょうか、ご質問等。  
ございませんか。よろしいですか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第29号議案「稲城市立学校学区の変更の承認について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。  
よって、第29号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第5. 第30号議案「平成20年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成20年度教育費予算について補正をする必要があるので、本案を提出するものです。

主な補正内容は、一点目は学校教育課におきまして、富永氏からの稲城第二小学校、稲城第二中学校への指定寄附金により歳入歳出の増額を

するもの、また、二点目は同じく学校教育課事業において、稲城第一小学校校舎増築基本設計委託料及び実施設計委託料の減額補正をするものです。

三点目は、指導室におきまして、裁判における弁護士報酬費支払いによる歳出を増額補正するものです。

四点目は、学校給食共同調理場におきまして、原油の価格高騰に伴いボイラー用燃料の価格が高騰したため、燃料費予算を増額補正をするものです。

五点目は、体育課におきまして、大雨の影響で被害のあった多摩川緑地公園内運動施設を整備復旧するため、歳出を増額補正をするもの、六点目は、同じく体育課において、南山スポーツ広場の返還に伴う野球場・サッカー場等にある工作物等の撤去するため、歳出を増額補正をするものです。

詳細につきましては、学校教育課長、指導室長、学校給食共同調理場所長、体育課長より順次、説明いたします。

委員長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 まず、指定寄附の関係で、富永氏から指定寄附をいただいているところがございます。これにつきましては、指定ですから品物が決まっております。ここでは第二小学校、第二中学校という場所も指定されているところがございます。これでは教育振興の備品購入というようなことで、各学校に1台ずつというようなことで、グランドピアノを入れていただけるということがございます。特にここでは歳入予算として、中学校費250万、また小学校費250万というようなことで入れさせていただいているところがございます。

歳出予算につきましては、先ほどご紹介しましたグランドピアノ、小・中1台ずつ、それと、デスクトップのパソコンを各校2台というようなところの中で、台数は予算の残った中で購入していくというようなところがございます。こういったところでは、補正予算額全体では、小・中が250万ずつで500万ということがございます。

それと、先ほどのご承認いただきましてありがとうございます。第一小学校の校舎の増築の関係でございます。先ほどご紹介させていただきましたけれども、26年度の学級規模数が第一小学校は18クラスになるであろうということがございます。それで、当初この学校を計画したときの人数でいきますと、23年度が21クラス、そしてその次の25年度が24クラスというような規模が予想されていたところがございます。その推計の中で、今回第一小学校の建築をすると。

今回は今年度予算が取れまして、いわば増築校舎の地盤調査委託費、ここでは135万7,000円を取ってきたところがございます。また、

増築工事の基本設計の委託ということで458万1,000円。それから同じく増築工事の実設計ということの中で、委託で285万。これは債務負担行為で20年度、21年度の予算でございます。全体では、ここで必要性がないということで、教育委員会といたしましても判断させていただきまして、878万8,000円を12月議会の中で減額補正をするものがございます。

以上でございます。

委員長      ありがとうございました。  
                次に、指導室長よりお願いいたします。

指導室長      この件につきましては、本年8月19日の第8回教育委員会定例会で報告をさせていただいた訴訟の取り下げにかかわる補正予算でございます。

平成19年9月28日に、当時稲城市在住の児童及び保護者が市内小学校在籍時のいじめ事件に対し、東京都地方裁判所八王子支部民事部に訴えを起したものです。教育委員会は、稲城市顧問弁護士と委任契約をいたしました。弁護士の着手金については、事件委任の際に一括払いする必要があることから、平成19年度予算において予備費流用を行い、平成19年11月15日に着手金の支払いを行っております。

本補正予算案にかかわる内容は、報酬金でございます。報酬金につきましては、稲城市が得た経済的利益の2割相当額との契約でございまして、原告が被告稲城市に対して330万円の損害賠償請求、内容は慰謝料300万円及び弁護士費用30万円でございますが、を要求しております。そのことから66万円となります。

なお、裁判は平成19年11月13日から始まり、原告の訴えに対して被告側の反対を積み上げる形で6回行われてきましたが、平成20年7月28日、原告から訴えの取り下げになったものがございます。

以上のことから、報酬金の支払いに必要な66万円を補正予算要求として提出をさせていただきます。

以上でございます。

委員長      ありがとうございました。  
                次に、学校給食共同調理場所長、お願いいたします。

学校給食共同調理場      概要説明書をご覧いただきたいと思っております。

本調理場は、A重油を燃料といたしまして、蒸気釜での調理が中心になっております。そのような中で、当初、20年度使用予定A重油を10万2,000リットルを考えておりました。そのときの当初予算の単価でございますけれども、1リットル当たり74.6円を計上してござい

た。その後、原油の価格の高騰等を受けまして、現在は、平成20年10月から3月までの購入予定価格が、表の一番下段にございますけれども93.8円というような推移をしましてまいりました。その間、4月は83円、6月は105円50銭、7月8月は一番高くて113円と、このような推移をしましてまいりました。現在も93.8円という形での契約締結を結んでおります。今後、この93.8円の単価をもちまして、来年の3月まで行けるだろうと想定をいたしました。

当初との単価差を今回補正をさせていただきたいと思っております。中段に書かせていただきました223万6,000円、これが当初予算と現行単価差の補正要求額でございます。

以上でございます。

委員長            ありがとうございました。  
                      それでは、体育課長、お願いいたします。

体育課長            お手元の議案概要説明書で説明させていただきます。

まず、今回お願いしている内容につきましては、平成20年8月28日の深夜の集中豪雨で多摩川が増水し、多摩川緑地公園の運動施設（野球場・ソフトボール場・自由広場・ゲートボール場）が冠水いたしました。その影響で施設内の工作物等に被害が生じたので、それらの復旧整備工事を行うために歳出の補正をお願いするものでございます。

内容等につきましては、今回の被害は前年と違いまして、前年につきましてはすべてが冠水したという状況の中で、すべてを原状復旧するという状況になりましたけれども、今回につきましては、一時的な増水、いわゆるゲリラ豪雨ということの中で、既存の野球場A面、B面、並びにソフトボール場B面等につきましては、被害がそれほどもなく通常どおり貸し出しをしております。中でも、今回お願いいたしますこの施設等につきましては、いかんせん使用が不可能ということで、連盟等にご協力願うというようなことではいきませんでしたので、今回の補正の中で原状復旧しながら、春に向けての大会に備えるという工事をお願いし、補正予算を組むものでございます。

内容的には、今お話ししましたネットフェンスの据え直し以下、野球場にはこのような状況、ソフトボール場にもB面の内野の補修とネットフェンスの据え替え、自由広場についてもグラウンドの補修、ネットフェンスの基礎の補修、あとゲートボール場についてもフェンスの撤去というような形をお願いしている状況であります。

また、ゲートボール場につきましては、今現在、使用者といいますか利用者が比較的少ないというような状況もありますので、撤去いたしましてそこに芝生を張り、現在グラウンドゴルフが盛んな状況にあ

りますので、それらに切り替えていこうという状況もあり、芝生化を予定しているところでございます。

以上が、多摩川についてでございます。

続きまして、2番目の概要説明書ですが、南山につきましては、昭和57年から開設していただきましたスポーツ広場でございまして、今回の期間をもちまして、事業の進捗状況から、返還するという状況になりました。これに関連いたしまして、既存の工作物というものの、バックネットあるいはダッグアウト、あるいは周辺を取り巻いております外野のフェンス等については、契約の中で返還する際には、原状に復旧するという契約条項が一言うたわれておりますので、それに従いまして、地権者の皆さんに長年貸していただきましたが、お返しするものでございます。

金額的には、454万5,000円と38万6,000円という形で、これらの2点について社会体育施設管理運営費の経費の中で補正をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

学校教育課長。

学校教育課長 補足で報告をさせていただきたいと思っております。

第一小学校の関係でございますけれども、第一小学校の周辺が今、区画整理を行っている最中であるというようなこと、それから、これから家が建ち並んでいくというようなところがございます。そういう点では、予算につきましては減額補正をこの後申請していきますというようなものの中で、事業自体は凍結というところで、今後当然ながらにして児童は増えていくというようなところがございますので、現在におきましては、凍結という方向で報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

補足説明が入りましたけれども、一小の方、よろしく願いいたします。

補正予算につきましては6点の説明が入りましたが、一括で質問を受けてよろしいでしょうか。

それでは、質疑等ございましたらよろしく願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 質問というより意見なのですけれども、第一小学校の校舎増築基本

設計料、実施設計料の減額補正についてということで、今878万8,000円減額することができるようになったと。これは学区適正の検討によりまして、生徒数の均等割りができきてきたり、安全性が確保できたりということで、非常に一挙両得というか、またこの予算が有効利用できるのではないかと思ひまして、学区適正検討が今行われたことが非常によかったのではないかと思ひました。

意見として。

委員長 ご意見が出ました。ありがとうございます。  
他にはいかがでしょうか。  
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 これも意見ですけれども、富永さんからご寄附をいただいたということで、稲城の第二小学校、第二中学校への教育振興として備品購入のために500万円くださったということですが、非常にありがたいことだと思っております。そしてまた、第二小学校、第二中学校へという指定寄附ということで、やはり地域と学校との関係が非常にいい状態で保たれていて、そういうことが功を奏して指定寄附ということが行われたのではないかと思っております、学校がさらに盛んになっていく上で、地域の力というものは非常に大切でもありますし、またご協力が得られないと、なかなかよりよい方向にも進んでいかないなということを実感として感じまして、本当にありがたいと思っております。

委員長 2点目もありがたいということでご意見をいただきました。  
他にはいかがでしょうか。  
伊勢川委員。

伊勢川委員 グラウンドの整備ということで、ゲートボール場の芝生化というのがございますけれども、今までのゲートボール場は芝生は使われていたのでしょうか。それともラインだけで。

委員長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 現在、流される前につきましては、ゲートボール場については昨年の被害の際に、通常通りに原状復旧いたしました。その後の経過の中で、今回また冠水というような状況があったのですが、ゲートボール関係者に確認したところ、全く使わなくはないけれども、芝生化することによってできなくはないから、グラウンドゴルフでもいいですよというようなことを確認いたしました。



委員長 ありがとうございます。  
他にはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。  
それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第30号議案「平成20年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

委員長 挙手全員であります。  
よって、第30号議案は、原案どおり可決いたしました。  
次に、日程第6、「報告事項」です。  
本日の報告事項は8件です。初めに、教育部長より「市議会決算特別委員会状況報告について」をお願いします。

教育部長 19年度の決算特別委員会が10月9日にありました。これは、20人の議員さんのうち10名が出席されて行うものです。

教育委員会では7課がございます。その中で、それぞれ学校ごとにまとめてありますので、お手元の配付資料をご覧にいただきたいと思います。

学校教育課では、決算書と報告書の参加人数の差についてということで、表記が違っておりましたので、その辺を指摘をされたところです。

③番の学校配当の食糧費と、それから学校の修繕でございますけれども、これは食糧費の場合は、学校一律1万2,000円ということで配付をいたしました。その使用方法について、ほとんど99%、100%使われているということで、学校規模によっては若干食糧費が違っていいのではないかという意見がございました。

それから、④のところでございますけれども、これは通信運搬費ということで、郵便を出すときに学校のほうで切手を買っておましてその保管がどのようになっているかと、というような質問がございました。

あとは⑦番の定期健康診断のところでは、栄養不足の児童・生徒が今年は20名ということで、その20名に対してどのような指導が行われているのかということの質問がありましたけれども、これは学校医から特段のご指摘がないということでございますので、もう少し経過を見ていきたいということでございました。

⑨項目めは耐震構造、地震に対する体育館の設計とか診断でございますけれども、現在体育館は六小、七小、一中、三中が今工事の対象

になっているんですけれども、この中で設計が終わったものもございますので、年次計画の中で対応していきたいというふうなことでございます。

次に指導室でございますけれども、指導室については②番目の小学校の補助教員について、これはお金が余ったわけですが、どうしてですかとか、あと教育補助員についての効果がどんなようなものがあったかというふうなことが聞かれていたところです。

学校給食共同調理場でございますけれども、これは今は児童・生徒が増えてきて、第一調理場、第二調理場も稼働率が非常に上がっております。そんな中で、第一調理場の施設計画について、どのようなことが検討されているのかというようなことがございました。所長のほうからは、内部検討会で今、継続的に検討を進めているという回答がありました。

生涯学習課でございますけれども、ここでも5点ほどの質問がございました。教育委員会で、以前陳情がございまして審議していただいた関連としましては、③番の埋蔵文化財関係事業費というものがございました。この中では、南山の土地区画整理事業において、市のほうがどのようなかわりを持っているのかというようなことがございました。これは以前ご報告しましたように、調査はあくまでも組合がやらなければいけないことでございますので、市としても調査指導委員会という特別なものを設置しまして、組合がきちっと埋蔵文化財に対応するようというようなことで指導を行ってまいります、ということでございます。

体育課でございますけれども、学校プール、今年初めて若葉台小学校の体育振興会で学校プールを開放しましたけれども、そのときの成果はどのようなだったかということがございました。その中で、8月のうちの4日間を開放したんですけれども、293人の地域の方々がお使いになりましたというような答弁でございました。

もう一つ、先ほど出ていましたけれども、多摩川が度々、冠水するのですが、冠水したときに復旧に対する国の支援、補助金があるのかなのか。それから台風が予測されたときには、もう少し迅速な対応をして備えるべきではないのかな、というようなご意見もございました。

文化センターでございますけれども、ここでは学童クラブ、各施設がございまして、そこの想定定員数が610人ということになっているのですが、実際そこに来ている子どもさんたちは630、640名ぐらいに今なっております。そのときに、610名の消耗品だと足りなくて当たり前ではないかという質問がございました。これは、実際に定員受付と、それから前年度の末にどのぐらいの数が入っているかというようなことで、実数の差と定数の差ということでご理解をいただきまし

た。

図書館でございますけれども、3点ほど質問がございました。赤ちゃん支援事業も平成15年から始めているのですけれども、その事業成果が大分上がってまいりましたので、その辺で質問がありました。

また他市との連携ということでございますけれども、19年度は多摩市と府中市と川崎市と、相互利用になっていたのでございますけれども、今までは稲城市民が府中市ですとか多摩市ですとか、そういうところの図書を大変多く借りていたんですけれども、今度はそれが逆転したということでの、市のこれからの対応ということで質問がございました。

それから最後に、障害者用図書ということで、19年度に布の絵本というのを初めて市で5組ほど買いました。大変高価な本なのですが、こういった利用状況についてという質問がありました。

以上のような質問がございまして、時間が午後3時過ぎに始まりまして、午後7時ということで、4時間弱の審議で執行を認めていただいたという状況でございます。

以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします  
指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、4件について報告を申し上げます。

1点目は、小学校英語活動についてでございます。

大学連携委託として、本年、駒沢女子大学太田洋准教諭に年間指導計画の作成、教員研修等の指導をお願いしておりますが、ALT及び英語指導補助員の配置については、これまで駒沢女子大学側と検討してまいりましたが、結論として、ALTと指導補助員の学生等の配置は、人員の関係で無理であるということになりました。そこで、ほかの大学連携である桜美林大学に折衝をし、10月より全小学校にALTと指導補助員を配置する計画で委託契約をすることができました。現在、各小学校ではALT等派遣による英語活動の指導を始めております。今後は、次年度のさらなる充実に向け、桜美林大学との英語活動連携を充実してまいります。

次に、外国からの訪問についてでございます。タイ国のラチャパット大学の女子学生4名と教員1名が、10月14日火曜日から10月23日木曜日までの8泊9日、市民宅でのホームステイによる稲城市訪問をいたしました。期間中、駒沢女子大学での講義を中心に、平尾小学校での交流会、第六中学校の部活見学をいたしました。平尾小学校では、歓迎集会の中でタイの舞踏の披露、あるいは国の紹介をし、給食を子

供たちとともにしました。それから、第六中学校では剣道部の見学を中心にいたしました。また、市内の東長沼在住の藤森氏宅で茶道、華道についての体験もさせていただき、10月23日木曜日、朝6時半に稲城駅に集合し無事帰国をしております。

3点目でございますが、いじめ点検月間の取り組みについてでございます。東京都では年2回、全公立学校を対象に6月と11月ふれあい月間、いじめ点検月間を実施し、いじめの実態把握といじめ解消に向けた取り組みの充実を進めており、いじめの状況調査を行ってきております。しかし、これまでの調査は学校、教員側が把握している内容の調査にとどまっている実態がありました。そこで、本市では、11月のいじめ点検月間におきまして、児童・生徒への実態調査をすることにいたしました。

この調査では、いじめなどの人権侵害に対する教育相談所などの活用経験を問う内容も入れており、より明確な実態把握と、教育相談所機能の活用推進についての資料とすることができると考えます。調査後は各学校と連携し、いじめの解消について指導・助言をしてまいります。

4点目は、スクールガードリーダーの配置についてでございます。お手元に資料をお渡ししてございます。ご覧いただきながら聞いていただきたいと思いますと思いますが、スクールガードリーダーは、子供たちが安全な生活を送ることができるよう、ボランティアとして警察官OBが専門家の目から学校へのアドバイスをしていただくという、文部科学省スポーツ青少年局が中心となった、国と東京都との連携事業で、東京都から予算化されております。

本市でも引き続き4月から、警察OBの方々にスクールガードリーダーを依頼してまいりました。しかし、なかなか人数が集まらず、全校に配置するまでには至りませんでした。今回、合計6名の方にご協力をいただけることになり、昨今の状況から6名の方々が分担し、全小学校に配置をすることができました。4月からはボランティアでございましたが、東京都からの予算も9月末にありましたので、10月から正式に活動を始めております。

なお、若葉台小学校には市のセーフティー指導員を配置しているため、スクールガードリーダーは配置しておりません。

以上、4点でございます。

委員長      ありがとうございました。  
                  何かご質問ございますでしょうか。  
                  どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員    いじめ点検月間の取り組みについて、ということでご報告をいただ

きましたけれど、実際の状況としてはどうだったのでしょうか。いじめのアンケート調査をなさって、その結果はまだ出ていませんか。

委員長 指導室長。

指導室長 11月のいじめ点検月間において、実態調査をかけるということでございます。

稲垣委員 わかりました。また結果を教えてください。

委員長 ありがとうございます。  
他はいかがでしょう。  
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 スクールガードリーダーが新しくこの10月からということですが、実際どのくらい稼働するのか、そのリーダーの方が学校に来てもらえるのか。1人で二校受けている方もおられるのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 1人について1校1回から2回の予算で正式には考えておりますが、ボランティアということでございますので、この方々には、その予算以外に日常的に、できるだけ回っていただくというお願いをしております。登下校の様子を見ていただいている方も実際におりまして、指導という点では1校につき月1回から2回ということでございます。

委員長 よろしいですか。伊勢川委員。

伊勢川委員 よくわからないのですが、指導というのは、生徒に対して直接言ってもらえるのでしょうか。学校側の、例えば校長先生とか副校長先生とか管理職の方に言ってもらおうということなのですか。その辺がよくわからないのですけれども。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 スクールガードリーダーの主な活動内容ですけれども、これまでPTA、保護者が担っていた安全パトロール等のそういう助言とか、あるいは学校管理職あるいは職員に対して、危険箇所あるいは登下校等で配慮しなければならない点への指導・助言というようなことがございます。

その他に、指導室のほうでは、子どもたちに各学校で紹介をする、あるいは学校だより等で、各家庭にスクールガードリーダーを紹介していただくことを通して、スクールガードリーダーの方から直接子どもたちにもかかわっていただけるようお願いをしているところがございます。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「子ども読書活動推進計画について」、「中央図書館モニタリング報告（第2四半期）」の2件を、図書館長より説明をお願いします。

図書館長 最初に、稲城市子ども読書活動推進計画についてご説明させていただきます。

初めにまず推進計画の経過についてご説明させていただきます。平成19年5月に稲城市子ども読書推進計画検討会を設置して中間案をまとめました。

中間案では、子供に対して最も影響力があって、稲城ではなかなか進んでいない学校での取り組みとこの計画の重点施策として位置づけ、学校での取り組みとしては、学校での読書活動の推進、学習情報センター機能の強化、環境等の整備、学校図書館司書の配置等の3項目を入れたものを、中間案としてまとめました。

昨年10月に中間案を教育委員会に報告し、その後、市議会の福祉文教委員会で報告し、市民の意見の公募を行いました。そして、その計画を最終的にまとめ、具体化するに当たって、部長会等に検討していただいたところ、計画は余りにも経費がかかるというようなこともあり、またこれから第四次長期総合計画を検討していくという時期でもあるので、大きな計画については第四次長期総合計画の中での検討が必要ではないかという意見をいただきました。

検討会と教育委員会で検討し、中間案の計画の重点施策でありました学校での取り組みの中で、読書環境の整備と学校図書館司書の配置をこの計画の中から外して、学校図書館活性化検討会というのを、子ども読書推進計画とは別に設けて、もう一度検討していただいて、その結果を第四次長期総合計画に取り込んでもらえるように進めていくことに、計画を変更いたしました。

そして、今回の計画は最終案でございますけれども、読書環境の整備については縮小して、学校や市立図書館等の施設や家庭における読書活動そのものの推進を中心とした計画に、まとめ直しました。

次に、今日配付させていただいた資料、計画案について、概略を説明させていただきます。

まず1ページですけれども、計画の目的といたしましては、稲城市のすべての子供たちが、家庭や地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行い、生きる力を育むことができるよう、子供の読書活動を支援し推進することを目的とします。

計画の位置づけでございますけれども、この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条2項の規定に基づいて策定する計画でございます。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「東京都子ども読書活動推進計画」を基本として策定しています。東京都においては、今年8月には「第二次東京都子供読書活動推進計画（案）」が既に発表されました。そして、その中には区市町村に期待される取り組みという項目がありますけれども、その項目については、多くがこの計画の中に含まれております。

そして、この計画が稲城市における子供の読書活動推進のための取り組みの指針としてまいります。

計画の期間は、中間案は20年から24年でございましたけれども、1年後ろになりまして、21年から25年の5年間といたします。

対象はゼロ歳から18歳までといたします。

概略を説明させていただきますけれども、4ページをご覧くださいと思います。この計画は、読書環境の整備、それから司書の配置・人材の育成、関係機関の連携、子供の読書活動・活動推進のPRの四つの柱を中心に、各施設ごとの取り組みを計画の中に取り込みました。

そして、最初に学校での取り組みでございますけれども、学校での読書活動の推進。このあたりはすべて指導室、学校が中心になって取り組むことでございますけれども、こういったことを取り組んでいきたいということです。

次の6ページですけれども、学校図書館は読書だけではなくて、学校における学習情報センターとしての機能を強化していくということも目指しております。

3番目の、「学校図書館活性化検討会」の設置。これが中間案と大きく変わったところで、この項目は中間案では読書環境の整備、学校図書館司書の配置という項目になっておりましたが、ここはそれを、具体化の部分は除きまして、こうした検討会を設けて第四次長期総合計画の中に位置づけるというようなことで整理させていただきました。

大きな3番といたしまして、家庭や地域での取り組みといたしまして、家庭に対しては子供がかかわっているいろんな図書館、学校、児童館とか保健センター、そういったところで読書のきっかけづくりを行えるような体制をとるとということ。あと、サポート体制を整備していくということを始めました。

地域での取り組みといたしましては児童館や学童クラブ、公民館、子ども家庭支援センターや地域文庫、保育園や幼稚園の取り組みをこちらでは書いてあります。

最後に、市立図書館での取り組みといたしましては、図書館は読書の専門機関として、子供たちへの直接的なサービスだけではなくて、子供の読書にかかわるすべての人々や団体に対して、資料と人的援助を行い、連携の核となって、稲城市の子供の読書活動を推進しますという位置づけをいたしました。そして図書館の中では、読書環境の整備や司書の配置、赤ちゃんへの絵本支援事業やおはなしの普及や本の紹介、それから学習支援、ヤングアダルトサービスで中・高生への支援とする、特別な支援を必要とする子供へのサービス、これは体が不自由な子供や目の不自由な子供、外国人といったような子供へのサービスでございます。

それと、この計画の大きな柱である連携と人材の育成を進めるために、ボランティアの育成と、子供の読書活動に携わる人々への支援と連携という項目で、ここに書かれているようなことを図書館として取り組むということです。

最後に、子供にとって読書がどれだけ大切かということ、親にも先生にも地域の皆さんにも知っていただくということで、PRを積極的に行っていく。

次からは、推進計画の目標値や実際の主な取り組み等を示してあります。

子供の読書活動推進計画については、以上でございます。

それで続きまして、稲城市立中央図書館の第2四半期のモニタリングについてでございます。

中央図書館は、平成18年7月にPFI事業で開館しました。PFI事業というのは、大きな形で言えば委託というような形でございますけれども、その中でサービスの質を確保するためには、モニタリングということが、大変大切な条件となっております。モニタリングにつきましては、事業者によるセルフモニタリング、それから市による定期モニタリングや随時モニタリング、それから図書館協議会の委員さんからのご意見等を勘案して、市からのモニタリングの回答という形でやっております。

市立図書館の年間の委託料は、20年度においては年間1億7,900万円で、それを四半期ごとに分けて支払うことになっております。四半期ごとには約4,500万円の支払いということになりますけれども、第2四半期、7月、8月、9月でございますけれども、図書館といたしましては、大きな項目としますと、7月が大変猛暑でございましたので、冷房用のガスの使用量が前年同月より50%も増加しましたので、今後の支払い等が少し不安になりましたので、その辺の状況について



説明を求めました。ただ、8月以降、天候の具合で前年並みになりました。

8月は、先ほど体育課からの報告もありましたけれども、集中豪雨がございました。それで、図書館でもその集中豪雨により、水が図書館の連絡通路の中に入ってまいりました。実はこれが去年の台風の時にも一度あったのですが、そのときは昼間だったので、すぐに対応ができましたけれども、今回は早朝ということで、朝来てみたら連絡通路が水浸しということになっておりました。開館には間に合うように整備できましたけれども、その辺の原因と今後の対応について、モニタリングで指摘させていただいて、現在業者のほうは、設計上のこととか、どこに問題があるかということ进行调查しております。

それから、8月には一つ、市長への手紙でありがたいお手紙をいただいて、「最近、中央図書館を利用させていただくようになりました。そこで感心するのは、司書の方々が大変にまじめで、好感の持てる働きぶりです。」これは市外の方だったのですが、「私の地元の図書館とは全く質の違うサービスを受けることができます。どうしていつも、しかも全員がこんなにまじめに勤務しておられるのか不思議に思うほどです。市長さんもぜひ一度そっにご覧になってください」というようなお手紙をいただきましたので、事業者のほうにも早速お伝えして、皆さんで喜んでいただきました。

そういったようなことで、第2四半期につきましては、もちろん指摘することが全くなかったわけではありませんけれども、基本的に要求水準を満たしたサービスが行われまして、先日、4,500万円の支払いをしたところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。  
中田委員、どうぞ。

中田委員 この読書活動推進計画のほうで、学校の司書の設置のところはかなり縮小されたというご報告だったのですけれども、実際現場からはそういう声大きいと思うのです。縮小する、今後、検討するという話になるのかもしれないのですけれども、今後の見通し、というより、やはり何らかの予算の手当てがないと厳しいものなのか、それとも検討していくと、その先にはある程度導入できる見込みがあるのかというあたりを聞かせていただきたいと思います。

委員長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 この中間案のときに、市民に公表したときにも、その辺のことについて市民から、その計画のようにぜひ進めていただきたいという熱い反応がたくさんあって、そのような形で進められたらいいと思ったのですが、やはり予算がなければ物が進まないということで、あと学校図書館司書を置くということが、一つの学校だけの問題ではありませんので、その辺は十分検討して、大きな計画の中でしっかり位置づけてということで、現時点ではすぐに予算化されるという見通しはありません。この場合、子ども読書推進計画から外して別の形で、学校図書館活性化検討会で検討していただいたものを、第四次長期総合計画に載せて、そこでぜひ予算化を目指したいということでございます。

委員長 残念ながら。よろしいでしょうか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午後 4 時 50 分閉会)